

I 札幌市消費者行政の沿革

昭和27年（1952年）

- 11月 計量法施行に伴い、経済部消費経済課調整係に計量業務担当係員を配置

昭和28年（1953年）

- 4月 特定市（計量法第139条第1項）の指定を受け計量行政開始
- 6月 経済部消費経済課に計量検査所配置

昭和37年（1962年）

- 8月 標準小売価格発表開始（平成元年3月発表中止）

昭和38年（1963年）

- 7月 「札幌市消費生活物資対策審議会条例」制定
- 11月 消費者モニター設置（平成18年3月廃止）

昭和39年（1964年）

- 11月 消費生活相談窓口を設置し、北海道消費者協会に業務委託

昭和42年（1967年）

- 3月 札幌市消費者対策推進委員会設置
- 4月 くらしのニュース第1号発行、生活大学開講
- 10月 第1回消費生活展開催

昭和43年（1968年）

- 5月 「消費者保護基本法」公布

昭和45年（1970年）

- 4月 消費生活相談を札幌消費者協会に業務委託

昭和46年（1971年）

- 9月 計量検査所、白石区本郷通3丁目に仮庁舎（350㎡）建設
- 11月 移動生活指導車「ゆたか号」巡回開始（平成13年3月廃止）

昭和47年（1972年）

- 4月 札幌市区制施行
- 8月 移動計量検査車（大型バス改造）購入、定期検査を合理化

昭和49年（1974年）

- 1月 国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日施行）に伴い「生活物資対策部」が新設
- 1月 国民生活安定緊急措置法に基づく小売価格の調査、監視を開始
- 1月 民生用灯油の標準小売価格（18ℓ店頭380円）設定。同年6月撤廃
- 1月 札幌市生活物資等緊急対策会議を設立、第1回全体会議開催
- 1月 札幌市生活物資等対策委員会設置
- 2月 札幌市生活物資等緊急対策会議、第1回「石油」「生活物資」「産業物資」各部会開催
- 2月 テレホン・サービス「暮らしのダイヤル」開始（昭和60年3月廃止）
- 2月 物価パトロール車購入（昭和62年3月廃止）
- 4月 「札幌市消費生活安定条例」制定
- 5月 札幌市消費生活安定条例に基づく指定物資32品目告示・調査開始（昭和50年8月10品目解除、昭和52年5月4品目追加、同年6月20品目解除）
- 10月 消費生活学級7学級で開講（昭和63年3月閉講）

昭和50年（1975年）

- 7月 オイルショックに対応して消費者対策室と臨時的に設置された生活物資対策部が合併、新たに「生活物資部」が発足
- 12月 年末年始主要食品小売価格調査実施

昭和51年（1976年）

- 4月 外食価格実態調査実施
- 9月 くらしのニュース物価版発行（昭和62年4月くらしのニュースに統合のため廃止）

昭和52年（1977年）

- 6月 札幌市生活物資等緊急対策会議
業物資部会を廃止
- 10月 「札幌市消費者センター条例」
制定
- 11月 札幌市消費者センター開設及び
札幌市計量検査所移転（中央区
大通西14丁目）

昭和53年（1978年）

- 5月 消費者の日制定（昭和54年5月
より記念事業実施）

昭和54年（1979年）

- 4月 消費者モニターを物価、消費生
活に分離
- 7月 札幌市石油対策本部設置
- 8月 石油対策主幹設置（昭和56年7
月廃止）

昭和55年（1980年）

- 7月 札幌市北国の消費生活研究会発
足同年11月冊子「北国の暮らし」
第1号発行（平成2年3月解散）

昭和56年（1981年）

- 3月 消費生活副読本「わたしたちのく
らし」を発行（昭和63年3月廃
止）

昭和57年（1982年）

- 6月 札幌市生活物資等緊急対策会議
の要綱改正により「札幌市生活物
資等対策会議」に名称変更

昭和58年（1983年）

- 8月 灯油共同購入連絡会議開催
- 11月 札幌市年末年始物価対策連絡会
議開催、国へ物価対策に関する
要望書を提出

昭和59年（1984年）

- 1月 灯油・プロパン消費実態調査実施

昭和61年（1986年）

- 4月 消費流通課機構改革（4係を3係
に編成）、中央区消費生活相談
窓口廃止により相談窓口全市で9
カ所
- 7月 生活情報ネットワークシステム
導入（PIO-NET）

昭和62年（1987年）

- 4月 物価モニターと消費生活モニ
ターを統合し「物価・消費者モニ
ター」を設置
- 6月 機構改革により生活物資部を廃
止、「生活文化部」を新設
- 10月 消費者まつり（「消費生活展」を
改める）開催

昭和63年（1988年）

- 8月 「くらしのニュース表紙」切り絵
原画展

平成元年（1989年）

- 1月 「みんなの展示室」第1号発行
- 2月 第1回「新入学用品」特別企画展開
催
- 11月 分区で誕生した厚別区、手稲区
に相談窓口を開設

平成2年（1990年）

- 4月 札幌弁護士会消費者保護委員会
とホットライン体制開始
- 4月 区の消費生活相談体制が変更
（月・木の週2回。それまでは月・
火・木・金の週4回）
- 8月 業界団体等に対して「省エネル
ギー対策の推進について」協力要
請
- 10月 湾岸紛争に際し、札幌市生活物
資等対策会議石油部会を4年ぶり
に開催

平成3年（1991年）

- 5月 さっぽろ消費者まつり実行委員
会を設置
- 6月 第1回消費生活に関する意識調査
実施
- 7月 機構改革により生活文化部を廃
止、「市民生活部」を新設

平成4年（1992年）

- 5月 札幌市消費生活対策懇談会設置
- 5月 新計量法公布（翌11月施行）

平成5年（1993年）

- 3月 札幌市消費生活対策懇談会の提
言「札幌市における消費者行政の
あり方について」を受理
- 11月 1日から新計量法施行（26年ぶり
の大改正）

平成6年（1994年）

- 1月 小学校高学年用教育教材ビデオ制作
- 3月 「札幌市消費生活条例」制定
- 4月 新計量法施行により、特定計量器の検査期間が1年から2年に変更
- 6月 「札幌市消費生活安定条例」廃止、同条例に基づく指定物資6品目解除
- 7月 「札幌市消費生活条例」施行、札幌市消費生活審議会設置
- 11月 札幌市消費者行政推進連絡会議設置

平成7年（1995年）

- 2月 中学生用教育教材ビデオ制作
- 4月 「札幌市消費生活条例」改正施行
- 4月 「物価・消費者モニター」の名称を「さっぽろくらしのモニター」に変更
- 5月 札幌市消費生活審議会から「札幌市における不当な取引行為に該当する行為の基準のあり方」について答申を受ける
- 7月 札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則施行

平成8年（1996年）

- 2月 高校生・新社会人用教育教材ビデオ制作
- 3月 学校における消費者教育に関するアンケート調査まとまる

平成9年（1997年）

- 3月 新計量車購入（9人乗り）パワーリフト搭載
- 3月 消費生活に関する市民意識調査まとまる
- 4月 札幌市消費生活審議会から「（仮称）消費者会館に求められる新しい役割と機能」について答申を受ける
- 11月 清田区（分区）に相談窓口を開設

平成10年（1998年）

- 3月 札幌くらしのセンターを閉鎖

平成11年（1999年）

- 1月 さっぽろ消費者まつり実行委員会事務局を（社）札幌消費者協会に移管
- 4月 生活大学が「消費生活セミナー」に名称変更
- 11月 消費者センターホームページを開設

平成12年（2000年）

- 3月 地方分権一括法の施行（4月）により、計量行政が機関委任事務から自治事務となるため、札幌市証明手数料条例を改正して、計量器検査手数料を定めた機構改革により市民生活部を廃止、「生活文化部」を新設
- 4月 さっぽろくらしのモニターの定数を150名から100名に変更
- 5月 消費者問題国民会議2000札幌市大会開催（主催/札幌市・経済企画庁）
- 5月 「消費者契約法」制定

平成13年（2001年）

- 3月 移動生活指導車「ゆたか号」の廃止
- 4月 各区消費生活相談窓口を、これまでの週2回開設を1回に変更する
- 4月 「消費者契約法」施行

平成14年（2002年）

- 4月 北海道知事の権限に属する①家庭用品の品質表示に関する立入検査②消費生活用品（特定製品）の安全表示に関する立入検査の事務について本市が処理する
- 4月 さっぽろくらしのモニターの定数を100名から80名に変更

平成15年（2003年）

- 9月 札幌市消費者センターが移転（北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階）
- 11月 札幌市計量検査所が移転（白石区本通7丁目南）

- 平成16年（2004年）
- 3月 各区消費生活相談窓口の廃止
 - 4月 機構改革により生活文化部を改め「市民生活部」になる
 - 6月 「消費者保護基本法」改正、「消費者基本法」施行
- 平成17年（2005年）
- 3月 「消費者基本計画」策定
 - 4月 機構改革により市民局を改め「市民まちづくり局」になる
 - 4月 消費生活相談カード直接作成システム導入によりカード作成を機械化
- 平成18年（2006年）
- 3月 さっぽろくらしのモニター設置要綱の廃止
 - 4月 市長、札幌市消費生活条例見直しについて、札幌市消費生活審議会（山口康夫会長）に諮問する
- 平成19年（2007年）
- 4月 消費生活に関する電話相談の終了時間を午後4時30分から午後7時に延長
 - 6月 「札幌市消費生活条例」全部改正公布（施行平成20年2月）
 - 7月 市長、札幌市消費者基本計画の策定について、札幌市消費生活審議会（山口康夫会長）に諮問する
 - 9月 2007さっぽろ消費者まつり（第41回）開催、その後の実行委員会（12月12日開催）で廃止を決定
 - 9月 中央区・北区・東区において、高齢消費者被害防止ネットワーク事業の試行実施を開始
- 平成20年（2008年）
- 2月 「札幌市消費生活条例」12年ぶりに全面改正（1日施行）
 - 2月 札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則を全面改正（1日施行）
- 4月 高齢消費者被害防止ネットワーク事業開始（消費生活みまもり協力員配置）
- 6月 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」制定
- 9月 札幌市消費者基本計画の策定（第1次計画平成20年度～平成24年度）
- 10月 さっぽろ消費者のつどい2008（第1回）
- 11月 さっぽろくらしのニュース第500号発行（第1号昭和42年発行/月刊）
- 平成21年（2009年）
- 1月 物価情報展（第2回）の開催
 - 4月 計量定期検査業務を北海道計量協会へ委託開始
 - 5月 みまもり通信の配信を開始
 - 9月 消費者庁設置
 - 9月 「消費者安全法」施行（1日）
 - 9月 消費生活センター公示（1日）
 - 11月 さっぽろ消費者のつどい2009（第2回）
- 平成22年（2010年）
- 3月 「第2期消費者基本計画」閣議決定
 - 4月 さっぽろくらしのニュース517号を以て休刊
 - 7月 さっぽろくらしのニュースリニューアル創刊（年4回発行）
- 平成23年（2011年）
- 3月 東日本大震災に伴う生活関連商品小売価格緊急調査実施
 - 4月 定期生活関連商品小売価格調査のうち、食料品と日用品の価格調査を休止（事業仕分け）
 - 4月 高齢消費者被害防止ネットワーク事業の支援対象者を障がい者まで広げ、消費者被害防止ネットワーク事業にレベルアップ。（障がい者に係る事業については、中央区・東区・白石区の3区で試行実施）消費生活みまもり

	協力員の名称を消費生活推進員に変更	4月	消費税増税に伴う生活関連商品小売価格緊急調査を実施
12月	市長、第2次札幌市消費者基本計画の策定について、札幌市消費生活審議会（山口康夫会長）に諮問する	6月	集団的消費者被害回復制度設立記念シンポジウム開催
平成24年（2012年）		6月	「消費者教育の推進に関する法律」改正
4月	消費者被害防止ネットワーク事業の障がい者に係る事業の試行区に豊平区、手稲区の2区を加える	6月	「消費者契約法」改正
4月	地方分権による権限移譲により、①家庭用品の品質表示に関する立入検査②消費生活用品（特定製品）の安全表示に関する立入検査③電気用品の安全表示に関する立入検査の事務について本市が処理する	6月	「消費者安全法」改正（一部未施行）
8月	インターネット相談の受付を開始	10月	「札幌市消費生活条例」一部改正
8月	「消費者基本法」改正	平成27年（2015年）	
8月	「消費者教育の推進に関する法律」制定（施行は同年12月）	3月	「第3期消費者基本計画」閣議決定
8月	「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」制定（施行は平成25年2月）	3月	「札幌市消費者教育推進プラン」策定（計画年度平成27～29年度）
9月	「消費者安全法」改正	3月	消費者センターの災害時の対応を定めた「市民生活班災害業務マニュアル」を策定
平成25年（2013年）		平成28年（2016年）	
2月	「札幌市消費生活条例」及び「札幌市不当な取引行為に該当する基準を定める規則」を一部改正	4月	機構改革により市民まちづくり局を改め「市民文化局」になる
3月	「第2次札幌市消費者基本計画」を策定（計画年度平成25～29年度）	4月	「札幌市消費者センター条例」及び「札幌市消費者センター条例施行規則」を一部改正
4月	消費者被害防止ネットワーク事業を全区において開始	4月	「食品表示法」の権限の一部が北海道から本市へ移譲
6月	「食品表示法」制定	6月	市長、第3次札幌市消費者基本計画（次期札幌市消費者教育推進プランを含む）の策定について、札幌市消費生活審議会（河森計二会長）に諮問する
12月	市長、札幌市消費者教育推進プランの策定について、札幌市消費生活審議会（山口康夫会長）に諮問する	10月	消費者被害防止ネットワーク事業の消費生活サポーター制度を開始
平成26年（2014年）		平成29年（2017年）	
3月	食品ロス削減シンポジウム開催	6月	「消費者契約法」一部改正
		12月	「特定商取引に関する法律」一部改正
		平成30年（2018年）	
		3月	「第3次札幌市消費者基本計画」を策定（計画年度平成30～34年度）

-
- 6月 「民法」一部改正（成年年齢引き下げ）
 - 6月 「消費者契約法」一部改正令和元年（2019年）
 - 6月 「チケット不正転売禁止法」施行
 - 令和2年（2020年）
 - 3月 「第4期消費者基本計画」閣議決定
 - 12月 「札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則」一部改正
 - 令和3年（2021年）
 - 3月 市長、第4次札幌市消費者基本計画の策定について、札幌市消費生活審議会（河森計二会長）に諮問する
 - 5月 「取引デジタルプラットフォーム消費者利益保護法」成立
 - 6月 「特定商取引法」「預託法」一部改正
 - 令和4年（2022年）
 - 4月 民法改正による成年年齢引き下げ
 - 6月 「消費者契約法」一部改正
 - 8月 靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催
 - 12月 「消費者契約法」一部改正
 - 令和5年（2023年）
 - 1月 リモート相談を開始
 - 1月 「法人寄附不当勧誘防止法」施行
 - 3月 「第4次札幌市消費者基本計画」を策定（計画年度令和5～9年度）
 - 5月 「景品表示法」改正
 - 6月 「消費者契約法」一部改正
 - 10月 「ステルスマーケティング告示」施行（ステルスマーケティング規制開始）
 - 10月 「消費者契約法」一部改正
 - 令和6年（2024年）
 - 10月 「不当景品類及び不当表示防止法」一部改正
 - 令和7年（2025年）
 - 3月 「第5期消費者基本計画」閣議決定
 - 4月 「札幌市証明等手数料条例」を一部改正して、計量器検査手数料を改定
-